

改正

昭和三八年三月二六日規則第二二号
昭和四〇年四月一三日規則第三六号
昭和四三年七月二日規則第八三号
昭和四三年十一月五日規則第一一四号
昭和四五年四月一日規則第四六号
昭和五〇年二月一日規則第一〇号
昭和五〇年三月三十一日規則第二四号
昭和五〇年十一月十一日規則第一三二号
昭和五二年四月一日規則第五〇号
昭和五四年四月一日規則第三七号
昭和五四年十一月一日規則第一一三号
昭和五七年四月一日規則第四三号
昭和五八年二月二二日規則第四号
昭和六一年七月一日規則第五三号
昭和六三年四月一日規則第二三号
平成元年十一月二四日規則第七七号
平成九年三月一〇日規則第四号
平成一〇年三月一二日規則第六号
平成一六年九月一四日規則第八〇号
平成一六年十二月二八日規則第一二二号
平成一八年三月三十一日規則第二二号
平成一九年八月三〇日規則第七〇号
平成二四年三月三〇日規則第一七号
平成二四年八月一日規則第五八号
平成二四年十二月二五日規則第八一号
平成二五年六月一日規則第七七号
平成二五年十二月三日規則第一〇二号

平成二六年一〇月一日規則第八八号
平成二九年一月四日規則第一号
平成二九年 六月三〇日規則第七二号
平成二九年一二月二八日規則第一〇三号
平成三一年 二月一二日規則第四号
令和 二年 三月一三日規則第一八号
令和 三年 三月三十一日規則第一四三号
令和 三年 六月一八日規則第一九一号
令和 五年一二月一二日規則第七八号

岐阜県営住宅管理条例施行規則をここに公布する。

岐阜県営住宅条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 公営住宅の管理（第一条の二―第十七条）

第三章 特定公共賃貸住宅の管理（第十八条―第二十一条）

第三章の二 特別賃貸住宅の管理（第二十一条の二―第二十一条の四）

第四章 社会福祉法人等による公営住宅の使用（第二十二条―第二十六条）

第五章 補則（第二十七条―第三十一条）

付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 公営住宅の管理

（入居者の資格）

第一条の二 条例第四条の高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一 六十歳以上の者

- 二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの
- イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一级から四级までのいずれかに該当する程度
 - ロ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一级から三级までのいずれかに該当する程度
 - ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度
- 三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの
- 四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- 五 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- 六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
- 七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの
- イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
 - ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項（同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じ

た日から起算して五年を経過していないもの

- 九 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条の規定により公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者
- 2 条例第四条第一号イ(2)の規則で定める程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める障害の程度であるものとする。
- 一 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度
 - 二 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級のいずれかに該当する程度
 - 三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
- 3 条例第四条第一号イ(7)の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 公営住宅に入居しようとする者又は同居親族（現に同居し、又は同居しようとする親族をいう。以下同じ。）のいずれかが第一項第三号、第四号、第六号又は第七号の規定に該当する者
 - 二 法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅に入居しようとする者（当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を失った者に限る。）
- （入居の申込み）

第二条 条例第五条の規定による公営住宅の入居の申込み（第十条において「入居の申込み」という。）は、県営住宅入居申込書（別記第一号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

- 2 県営住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 次のいずれかの書類
 - イ 個人番号届出書（別記第一号様式の二）及び同意書（別記第一号様式の三）
 - ロ 収入を証する書類
 - 二 納税証明書その他の県税を滞納していないことを証する書類
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（優先入居の取扱い）

第三条 条例第八条第三号の規則で定める要件は、同居親族を有し、かつ、同居親族の全てが、配

偶者、十八歳未満の者、六十歳以上の者又は身体障害者その他の優先的な入居を認めるにつき特別の理由があると認められる者であることとする。

2 条例第八条第五号の規則で定める要件は、第一条の二第一項第二号に掲げる者（同居親族にこれらの者がいる者を含む。）であることとする。

3 条例第八条第六号の規則で定める要件は、第一条の二第一項第三号に掲げる者（同居親族にこれらの者がいる者を含む。）であることとする。

（入居者の決定通知）

第四条 条例第九条の規定による入居者の決定通知は、別記第二号様式によるものとする。

（請書）

第五条 条例第十条第一項第一号の規定による請書は、別記第三号様式によるものとする。

（緊急連絡先の変更）

第六条 入居者は、前条の請書に記載された緊急連絡先を他の者に変更したときは、遅滞なく緊急連絡先変更届（別記第三号様式の二）を知事に提出しなければならない。

2 入居者は、前条の請書又は前項の緊急連絡先変更届に記載された緊急連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があつたときは、遅滞なく緊急連絡先住所等変更届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（入居許可取消通知）

第七条 知事は、条例第十一条の規定により公営住宅の入居者の決定を取り消した場合には、入居決定取消通知書（別記第五号様式）により通知するものとする。

（入居日の通知）

第八条 条例第十二条第一項の規定による公営住宅の入居日の通知は、別記第六号様式によるものとする。

（減免申請書等）

第九条 条例第十四条（条例第十六条第四項及び第三十六条の四において準用する場合を含む。）の規定により家賃又は敷金の減免を受けようとする者は、家賃・敷金減免申請書（別記第七号様式）を、家賃又は敷金の徴収猶予を受けようとする者は、家賃・敷金徴収猶予申請書（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請があつた場合において、知事は、家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を必要と認めたときは、家賃・敷金減免承認書（別記第九号様式）又は家賃・敷金徴収猶予承認書（別記第十号様式）を申請者に交付するものとする。

(収入の申告等)

第十条 条例第十八条第一項の規定による収入の申告は、収入報告書(別記第十一号様式)により、毎年七月末日までにしなければならない。ただし、新たに公営住宅に入居した者(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。)第四十条第一項又は第四十四条第四項に規定する入居者を除く。次項において「新規入居者」という。)であつて、入居の申込みの際に第二条第一項の県営住宅入居申込書に同条第二項第一号イに掲げる書類を添付したものについては、入居した年度に限り、当該報告書を提出したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、新規入居者であつて、入居の申込みの際に第二条第一項の県営住宅入居申込書に同条第二項第一号ロに掲げる書類を添付したものについては、入居した年度に限り、次の各号のいずれかの書類の提出をもつて当該報告書の提出に代えるものとする。

一 個人番号届出書(別記第一号様式の二)

二 収入を証する書類

3 知事は、第一項の収入の申告、法第三十四条に規定する収入状況の報告請求等又は条例第十八条第三項の規定による収入の把握により認定した収入の額を、家賃通知書(別記第十二号様式)により入居者に通知するものとする。

4 前項の収入の額について意見のある者は、その理由を証する書類を添えて、収入の認定に対する意見申出書(別記第十三号様式)を、同項の通知を受けた日から一月以内に知事に提出することができる。この場合において、当該意見に理由があると認めるときは、知事は、当該収入の額を更正するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、収入の申告及び認定に関し必要な事項は、別に定める。

(入居者の届出等)

第十一条 条例第二十条第一項第一号の規定による同居人の死亡又は退去の届出は、別記第十四号様式によるものとする。

2 条例第二十条第一項第二号の規定による公営住宅を使用しないときの届出は、別記第十五号様式によるものとする。

3 条例第二十条第二項の規定による住宅使用一時中止の承認は、別記第十六号様式によるものとする。

(同居の承認)

第十二条 入居者は、条例第二十一条に規定する同居の承認を受けようとする場合は、同居承認申請書(別記第十七号様式)を知事に提出しなければならない。

(入居承継の承認届)

第十三条 条例第二十二条第一項の規定による入居承継の届出は、別記第十八号様式によるものとする。

2 条例第二十二条第二項の規定による入居の承継承認の通知は、別記第十九号様式によるものとする。

(模様替え等の承認)

第十四条 条例第二十三条の規定による模様替え又は増築の承認を受けようとする者は、県営住宅模様替え(増築)承認申請書(別記第二十号様式)を知事に提出しなければならない。

(収入超過者に対する通知等)

第十五条 知事は、条例第二十四条第一項の規定により入居者を収入超過者として認定した場合には、その旨を別記第二十一号様式により当該入居者に通知するものとする。

2 知事は、第十条第四項の規定により更正された収入の額が条例第二十四条第一項の金額を超えないときは、前項の認定を取り消すものとする。

3 前二項の規定は、高額所得者について準用する。この場合において、第一項中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第二項」と、「別記第二十一号様式」とあるのは「別記第二十二号様式」と、前項中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

(高額所得者に対する明渡請求)

第十六条 条例第二十六条第一項の規定による公営住宅の明渡請求は、高額所得者に対する公営住宅明渡請求書(別記第二十三号様式)を交付して行うものとする。

(明渡期限の延長申請等)

第十七条 条例第二十六条第三項の規定により明渡期限の延長を申し出ようとする者は、公営住宅明渡期限延長申請書(別記第二十四号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請があつた場合において知事は、明渡期限の延長を必要と認めたときは、公営住宅明渡期限延長承認書(別記第二十五号様式)を申請者に交付するものとする。

第三章 特定公共賃貸住宅の管理

(入居者の資格)

第十八条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。以下「特定優良賃貸住宅規則」という。)第二十六条第五号から第七号までに規定する地方公共団体の長が定める額は、四十八万七千円とする。

(家賃の減額)

第十九条 条例第三十四条の規則で定める期間は、特定公共賃貸住宅の供用開始の日から二十年間とする。

2 条例第三十四条の入居者負担額は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法（平成五年建設省告示第千六百二号）により、算定した額とする。

(家賃の減額申請等)

第二十条 条例第三十四条の規定による家賃の減額を受けようとする入居者は、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書（別記第二十六号様式）により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があつた場合において、軽減を図る必要があると認めたときは、特定公共賃貸住宅家賃減額承認書（別記第二十七号様式）により当該入居者に通知するものとする。

(準用)

第二十一条 第二条、第四条から第九条まで及び第十一条から第十四条までの規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。

第三章の二 特別賃貸住宅の管理

(入居者の資格)

第二十一条の二 条例第三十六条の二第一号イの規則で定めるものは、ソフトピアジャパンセンター条例（平成七年岐阜県条例第四十六号）第一条に規定するソフトピアジャパンセンターの施設内及びその周辺地域で知事が別に定める地域に所在する事務所若しくは事業所に勤務する者又は当該事務所若しくは事業所で事業を行う個人がある世帯とする。

2 条例第三十六条の二第一号ロの規則で定めるものは、次に掲げる世帯とする。

一 子育て世帯 同居親族に十八歳未満の者がある世帯

二 高齢者世帯 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第五条に掲げる要件を満たす者がある世帯

三 障がい者世帯 第一条の二第二号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定に該当し、かつ、同居親族がある世帯又は同居親族に同条第二号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定に該当する者がある世帯

四 その他特に居住の安定を図る必要があるものとして知事が認める世帯

3 条例第三十六条の二第二号の規則で定める基準は、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二

百四十号) 第一条第三号に規定する収入（その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、知事が認定した額。以下この章において「所得」という。）が十五万八千円以上四十八万七千円以下とする。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、条例第三十六条の二第二号の規則で定める基準を満たすものとする。

一 所得が十五万八千円に満たない者のうち、就職等により所得の上昇が見込まれる者であつて、特別賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認めるもの

二 災害により滅失した住宅に居住していた者であつて、特別賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認めるもの（所得が四十八万七千円以下の者に限る。）

三 前号に掲げる者のほか、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特別賃貸住宅に入居させることが適当であると知事が認める者（所得が四十八万七千円以下の者（十五万八千円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る。）

（特別賃貸住宅の家賃等）

第二十一条の三 条例第三十六条の三第一項の規則で定める額は、次の表のとおりとする。

住宅名	部屋種別		床面積(平方メートル)	金額(円)
ソピア・フラッツ	単身用	一DK	二五・六三	三九、六〇〇
		二DK	四〇・八二	四六、八〇〇
	単身用・世帯用	一LDK	五一・二七	五一、二〇〇
		二DK	五一・二七	五一、二〇〇
		一LDK	五五・〇七	五五、〇〇〇
		二DK	五五・〇七	五五、〇〇〇
	世帯用	三LDK	七六・九〇	六七、八〇〇

2 条例第三十六条の三第二項の規則で定める入居者負担額は、次の表のとおりとする。

住宅名	部屋種別		床面積(平方メートル)	所得の区分	金額(円)
ソピア・フラッツ	単身用	一DK	二五・六三	二三八、〇〇〇円未満	二九、七〇〇
				二三八、〇〇〇円以上	三一、二〇〇
				二六八、〇〇〇円未満	
				二六八、〇〇〇円以上	三二、九〇〇

			三二二、〇〇〇円未満	
			三二二、〇〇〇円以上	三五、四〇〇
			四四五、〇〇〇円未満	
			四四五、〇〇〇円以上	三九、三〇〇
			六〇一、〇〇〇円未満	
	六〇一、〇〇〇円以上	家賃の額に同じ。		
	二DK	四〇・八二	二三八、〇〇〇円未満	三九、二〇〇
			二三八、〇〇〇円以上	四一、五〇〇
			二六八、〇〇〇円未満	
			二六八、〇〇〇円以上	四四、二〇〇
三二二、〇〇〇円未満				
三二二、〇〇〇円以上	家賃の額に同じ。			
单身 用・世帯 用	一LDK	五一・二七	二三八、〇〇〇円未満	四五、四〇〇
			二三八、〇〇〇円以上	四八、三〇〇
			二六八、〇〇〇円未満	
			二六八、〇〇〇円以上	家賃の額に同じ。
	二DK	五一・二七	二三八、〇〇〇円未満	四五、四〇〇
			二三八、〇〇〇円以上	四八、三〇〇
			二六八、〇〇〇円未満	
			二六八、〇〇〇円以上	家賃の額に同じ。
	一LDK	五五・〇七	二三八、〇〇〇円未満	四八、八〇〇
			二三八、〇〇〇円以上	五一、九〇〇
二六八、〇〇〇円未満				
二六八、〇〇〇円以上			家賃の額に同じ。	
二DK	五五・〇七	二三八、〇〇〇円未満	四八、八〇〇	
		二三八、〇〇〇円以上	五一、九〇〇	
		二六八、〇〇〇円未満		
		二六八、〇〇〇円以上	家賃の額に同じ。	

	世帯用	三LDK	七六・九〇	二三八、〇〇〇円未満	六三、六〇〇
				二三八、〇〇〇円以上	家賃の額に同じ。

(準用)

第二十一条の四 第二条、第四条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第二十条の規定は、特別賃貸住宅について準用する。この場合において、別記第一号様式、別記第七号様式及び別記第九号様式中「収入」とあるのは、「所得」と読み替えるものとする。

第四章 社会福祉法人等による公営住宅の使用

(使用許可の申請の手続)

第二十二条 条例第三十七条第一項の規定により公営住宅の使用許可（以下この章において「使用許可」という。）を受けようとする者は、公営住宅使用許可申請書（別記第二十八号様式）により知事に申請しなければならない。

2 公営住宅使用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省・建設省令第一号）第一条に規定する事業（以下「援助事業」という。）を運営すること又は運営する見込みであることを証する書類
- 二 当該公営住宅における援助事業の対象者の名簿
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(使用許可の期間)

第二十三条 使用許可の有効期間は、一年を超えない範囲内で知事が定める期間とする。

(使用許可書の交付)

第二十四条 知事は、使用許可を認めた場合は、公営住宅使用許可書（別記第二十九号様式）を申請者に交付するものとする。

(申請内容の変更)

第二十五条 使用許可を受けた者は、第二十二条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定により添付する書類の内容に変更が生じたときは、速やかに知事に届け出なければならない。

(準用)

第二十六条 第十一条第二項及び第三項並びに第十四条の規定は、社会福祉法人等による公営住宅の使用について準用する。

第五章 補則

(駐車場の使用)

第二十七条 条例第四十二条の規定により駐車場の使用許可を受けようとする者は、駐車場使用許可申請書(別記第三十号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 条例第四十四条第一項に規定する知事が別に定める駐車場は、北方住宅に係る駐車場のうち、地上階に設置する駐車場とする。
- 3 駐車場の使用について必要な事項は、別に定める。

(明渡届)

第二十八条 条例第四十七条の規定による住宅明渡しの届出は、別記第三十一号様式によるものとする。

(立入検査身分証明書)

第二十九条 条例第四十八条第三項の規定による検査に当たる職員の身分を示す証票は、別記第三十二号様式によるものとする。

(共同施設)

第三十条 共同施設は、県営住宅入居者の相互の親ぼく、福利厚生、文化教養等に使用することができる。

- 2 共同施設は、次の各号の一に該当する場合は、使用できない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 一 政治活動、選挙運動又は宗教活動を目的とするとき。
 - 二 営利を目的とするとき。
 - 三 宿泊の用に供するとき。
 - 四 他の入居者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

- 3 共同施設の使用手続その他共同施設に関し必要な事項は、別に定める。

(管理の特例)

第三十一条 条例第四十九条第一項の規定により公営住宅又は共同施設の管理を市町村又は岐阜県住宅供給公社に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第二条、第六条、第七条、第十二条、第十四条及び第十七条中「知事」とあるのは「市町村長又は岐阜県住宅供給公社理事長」と、別記第一号様式から別記第六号様式まで、別記第十四号様式から別記第二十号様式まで及び別記第二十三号様式から別記第二十五号様式までの様式中「岐阜県知事」とあるのは「市町村長又は岐阜県住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 岐阜県県営住宅管理条例施行規則（昭和三十二年五月岐阜県規則第二十七号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 旧規則による許可証の交付、入居請書の提出その他の手続は、この規則の相当規定によりしたものとみなす。

付 則（昭和三十八年三月二十六日規則第二十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四十年四月十三日規則第三十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四十三年七月二日規則第八十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和四十三年十一月五日規則第百十四号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年四月一日規則第四十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年二月一日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年三月三十一日規則第二十四号）

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十年十一月十一日規則第百三十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年四月一日規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年四月一日規則第三十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年十一月一日規則第百十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年四月一日規則第四十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年二月二十二日規則第四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県県営住宅条例施行規則第六条の二の規定は、昭和五十七年八月一日以後の申請に係る割増賃料の減免又は徴収猶予について適用する。

附 則（昭和六十一年七月一日規則第五十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年四月一日規則第二十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年十一月二十四日規則第七十七号）

- 1 この規則は、平成元年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている合格証、許可書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成九年三月十日規則第四号）

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十年三月十二日規則第六号）

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の岐阜県県営住宅条例施行規則の規定によってした請求、手続その他の行為は、改正後の岐阜県県営住宅条例施行規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成十六年九月十四日規則第八十号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十八日規則第二百二十二号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第二十二号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年八月三十日規則第七十号）

この規則は、平成十九年九月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第十七号）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十八条、第十九条第二項、第十一号様式及び第二十六号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成十八年四月一日前に五十歳以上であつた者の公営住宅の入居者資格については、この規則による改正後の岐阜県公営住宅条例施行規則第一条の二第一号中「六十歳」とあるのは、「五十歳」とする。

附 則（平成二十四年八月一日規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年十二月二十五日規則第八十一号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年六月一日規則第七十七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岐阜県公営住宅条例施行規則第二十一条の二第四項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格について適用し、同日前に開始した入居者の公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年十二月三日規則第百二号）

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

附 則（平成二十六年十月一日規則第八十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年一月四日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年六月三十日規則第七十二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県公営住宅条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の同規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二十九年十二月二十八日規則第百三号）

- 1 この規則は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、公布の日から

施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県県営住宅条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県県営住宅条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成三十一年二月十二日規則第四号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月十三日規則第十八号）

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第一号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第一号様式の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

附 則（令和三年三月三十一日規則第四百四十三号）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第三号様式及び別記第三号様式の二により作成されている用紙（以下この項において「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後のこれらの規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第四号様式、別記第七号様式、別記第八号様式、別記第十三号様式から別記第十五号様式まで、別記第十七号様式、別記第二十六号様式及び別記第三十一号様式により作成されている用紙（以下この項において「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後のこれらの規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（令和三年六月十八日規則第百九十一号）

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和五年十二月十二日規則第七十八号）

- 1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に岐阜県県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第九条（同条例第三十六条及び第三十六条の四において準用する場合を含む。）に規定する入居者の決定及び同条例第二十二條第二項（同条例第三十六条及び第三十六条の四において準用する場合を含む。）に規定する入居の承継の承認がされている者については、この規則による改正前の岐阜県県営住

宅条例施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第六条（旧規則第二十一条及び第二十一条の四において準用する場合を含む。）及び別記第三号様式から別記第四号様式までの規定（これらの規定を旧規則第三十一条において読み替えて適用する場合を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第六条第一項中「連帯保証人を定め、連帯保証人変更届（別記第三号様式の二）を」とあるのは、「緊急連絡先を定め、別に定めるところにより」とする。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第十八号様式、別記第二十号様式、別記第二十四号様式、別記第二十八号様式及び別記第三十号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後のこれらの規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

第1号様式 (第2条、第21条、第21条の4関係)
(表面)

住宅種別	抽選年月日	入居年月日	入居の事由	受付番号	書類審査	事情調査
※公営 ※特公賃 ※特別賃貸	※ 補充番号	※ 入居室番号	※ 一般・特定 ()	※	※	※
岐阜県知事 様 年 月 日						
県営住宅入居申込書						
フリガナ 氏名						
次のとおり県営住宅の入居を申し込みます。						
申し込みをする右の団地のいずれかを○で囲んでください。	白木町 尾崎 荒崎 赤保木	近の島 田神 宮代 ソビア・フラッツ	北方 夕陽ヶ丘 旭ヶ丘	加藤 野江 泉 北	職業等	勤務先 名称 TEL () -
本籍					所在地	
現住所	〒 TEL () - 方				勤務内容	
入居する家族(婚約者を含む)	続柄	フリガナ氏名	生年月日	職業	※年間所得金額	申込者と現住所の異なる者の現住所及び電話番号
	本人		. .			
			. .			
			. .			
			. .			
			. .			
			. .			
	計	人				
1 現在住んでいる住宅						
区分	(1) 自己所有の家 (2) 親、兄弟所有の家 (3) 勤務先の家(社宅等) (4) 公営住宅等(県・市・町・村・公社・公団)	(5) 一般の借家 (6) その他	種類	(1) 1戸建 (2) 長屋 (3) アパート (4) 寮	(5) 非住宅(住宅に改造したものは含まない) (6) その他	
2 現在の続柄・年令等 同居している家	続柄	氏名	満年齢	職業	3 県税について (1) 課税されている。 完納(分納含む) ・課税された県税事務所名又は市町村名 () (2) 課税されていない。 ・理由 ()	※ 受 付 印
	本人					
	計	人				

※収入基準額 (円+ 円) - (円× 人+ 円) = 円
12 (所得階層 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ に該当)

◎裏面も記入してください

(裏面)

4 現在住んでいる住宅で困っている理由(詳細に記入)	(1) 住宅でない建物(非住宅)	建物の状態		
	(2) 建物が保安上危険である。	危険な状態		
	(3) 衛生上有害である	理由		
	(4) 隣室(家)との境が風紀上良くない。	理由	出入口以外の廊下側の境及び隣室(家)との境	{ ペニア1枚の境 ふすま(障子)の境 土壁の境 その他の境
	(5) 間取りと家族の関係から風紀上有害である。	理由		
	(6) 他の世帯と同居で不便である。	理由		
	(7) 立退き要求を受けている。	理由	口頭、文書、訴訟	立退き期限 年 月 日
	(8) 通勤が極めて不便である。	通勤経路 所要時間 時間 分		
	(9) 収入に比較して家賃が高い	月額	円(食費・光熱水費等を除く。)	
	(10) 現在の住居では親族と同居できない。	理由		
	(11) 便所及び炊事場が極めて不便である。	理由	炊事用蛇口 大便器 小便器	個 個 個 世帯共用 世帯共用 世帯共用
	(12) 災害又は公共事業等による住居の除却等	理由		
	(13) その他	理由		
5	上記の状態は、 年 月 日からである。			
現住所案内図(目標をわかりやすく)		現在の住まいの間取りを簡単に書いてください。(畳数も記入してください。)		
北 ↑				

- 備考 1 個人番号届出書(別記第1号様式の2)及び同意書(別記第1号様式の3)を添付すること。ただし、個人番号の提供を希望しない場合は、これらの書類に代えて収入を証する書類を添付すること。
- 2 納税証明書その他の県税を滞納していないことを証する書類を添付すること。
- 3 婚姻予約者については、婚約証明書及び入居誓約書を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 (番号)の欄は、該当するものを○で囲むこと。

同 意 書

岐阜県知事 様

下記の者は、岐阜県住宅課が岐阜県県営住宅条例第13条に基づく事務手続を処理するために限って 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は、無効であり、本書の提出の際の事務処理に限り同意することを申し添えます。

団地名	棟	住戸番号

氏 名 (自署)	生年月日			
	元号	年	月	日

- 備考 1 氏名欄は、同意する者自ら署名を行うこと。
 2 代理人が署名する場合は、本人からの委任状を添付すること。

入 居 許 可 証

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



県営住宅の入居を決定します。

記

1 住 宅 名	
2 所 在 地	〒
3 入 居 可 能 日	年 月 日
4 家 賃	円
5 敷 金	円
6 許 可 入 居 者 数	人

(入居許可条件)

- 1 法令、岐阜県県営住宅条例及び岐阜県県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令等を遵守すること。
- 2 入居後は、当該住宅に係る一切の責任を負うこと。
- 3 公序良俗に反する行為を厳に慎むこと。
- 4 近隣と協調し、迷惑行為を行わないこと。
- 5 家賃は、定められた期日までに必ず納入すること。

(備考)

請書の提出及び敷金の納入をしない場合には、決定を取り消すことがあります。

岐阜県知事 様

請 書

年 月 日下記住宅の入居決定を受けましたので、入居の上は岐阜県県営住宅条例及び岐阜県県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守り、家賃は、毎月末日までに必ずその月分を支払い、滞納することのないようにします。

記

家 賃		月 額 金		円	
建 物 表 示	所 在 地				
	住 宅 名				
	住 宅 番 号				
入 居 者	現 住 所				
	氏 名 等	年 月 日生			
緊 急 連 絡 先	現 住 所				
	氏 名 等	年 月 日生			
	電 話 番 号	(自宅) (携帯)	入居者との 関 係		

- 備考 1 緊急連絡先は、原則、親族を記載すること。
2 緊急連絡先の記載内容が確認できる書類を添付すること。

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

緊急連絡先変更届

このことについて、下記のとおり緊急連絡先を変更しましたので、届け出ます。

記

建物表示	所在地			
	住宅名			
	住宅番号			
旧緊急連絡先	氏 名			
新緊急連絡先	現住所			
	氏名等	年 月 日生		
	電話番号	(自宅) (携帯)	入居者との 関 係	
変更の理由	1 旧緊急連絡先の者の死亡 2 旧緊急連絡先の者の所在不明 3 その他 ()			

- 備考 1 新緊急連絡先は、原則、親族を記載すること。
 2 新緊急連絡先の記載内容が確認できる書類を添付すること。

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

緊急連絡先住所等変更届

このことについて、下記のとおり緊急連絡先の住所等が変更になりましたので、届け出ます。

記

現住所	
緊急連絡先 氏名	
電話番号	(自宅) (携帯)

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

県営住宅入居日通知書

さきに入居決定した県営住宅の入居日を、次のとおり決定しましたから通知します。

県営住宅名	
入居日	年 月 日

備考 家賃は入居日から徴収します。

第7号様式（第9条、第21条、第21条の4関係）
（表面）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

電話番号

家賃・敷金減免申請書

次のとおり（家賃・敷金）の減免を申請します。

申請者の住宅	所在地	
	住宅番号	
現行家賃		
減免申請期間	年 月分から	月間
	年 月分まで	
理 由		

(裏面)

生活内容							
入居者及び家族の状況	氏名	続柄	満年齢	職業	年間所得金額	摘要	
						円	
						円	
						円	
						円	
						円	
	計人					円	
	収入						円
支出額	療養のための支出額			計	円		
	災害による損害のための支出額						

注 1 収入を証明する書類を添付すること。

2 疾病により減免申請する場合は医師の発行する診断書及び医療費の証明書を、災害等により減免申請する場合は災害による損害の見積書その他支出額を証明する書類を、その他の理由により減免する場合は当該理由を証明する書類及び収入の変動が明らかであることを証明する書類を添付すること。

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

家賃・敷金徴収猶予申請書

次のとおり（家賃・敷金）の徴収猶予を申請します。

申請者の住宅	所在地	
	住宅番号	
現行家賃		
徴収猶予を申請する期間	年 月分から 年 月分まで	月間
徴収猶予期間満了後における家賃等の納付方法		
理由		

家賃・敷金減免承認書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



さきに申請された（家賃・敷金）の減免については、下記のとおり承認します。

記

徴収を減免する 住宅	所在地	
	住宅番号	
減免承認額		
減免後の家賃又は敷金	家賃 敷金 円	円
減免の期間	年 月分から 年 月分まで	

- 1 入居世帯員に増減があつたとき、入居世帯員の収入に増減があつたとき及び家賃の減免を必要としなくなつたときは直ちに届け出てください。

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

家賃・敷金徴収猶予承認書

さきに申請された（家賃・敷金）の徴収猶予について、次のとおり承認します。

徴収を猶予する 住宅	所在地	
	住宅番号	
徴収猶予の期間 及び金額	年 月分から 年 月分まで	家賃 金 円
徴収猶予期間満 了後における完 納方法		
備 考		

第11号様式（第10条関係）

収 入 報 告 書

岐阜県知事 様
 公営住宅法第16条第1項の規定により、私及び同居者の 年 月 日から
 年 月 日までの年間所得額（控除等を証する書類を含む。）を次のとおり報告します。

団 地	建 物	住 戸	名義人コード

提出期限日	年 月 日
電話番号	
携帯番号	
入居者氏名	

管理入		氏 名	生 年 月 日	職業又は 勤務先 (勤務先)	前回報告以後に転出又は転 入（出生、本人との婚姻） による同居者異動届内容	年 間 所 得 額			諸 控 除 該 当 欄						摘 要 欄
続 柄	同居 ・ 別居					給与所得	雑所得 (公的年金等)	その他	親 族	老 扶	特 扶	障 害	特 障	寡 婦	
					年 月 日 転出・転入 ()										
					年 月 日 転出・転入 ()										
					年 月 日 転出・転入 ()										
					年 月 日 転出・転入 ()										
					年 月 日 転出・転入 ()										
					年 月 日 転出・転入 ()										

備考 個人番号届出書(別記第1号様式の2)を添付すること(前年に添付した者を除く)。ただし、個人番号の提供を希望しない者は、収入を証する書類を添付すること。

第 号
年 月 日

様

家 賃 通 知 書

住 宅 番 号		

岐阜県知事



岐阜県県営住宅の使用料を下記のとおり通知します。

認定年度	
------	--

所得額合計	控除額合計	認定月額

現行家賃

続 柄	収 入 該 当 者	所 得 額

家賃月額	適用開始年月

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

収入認定に対する意見申出書

さきに通知されました収入認定に対して意見を申し出ます。

通知された家賃額	
認定された収入額	
申 出 理 由	

添付書類 収入を証する書類

管理人経由

年 月 日

岐阜県知事 様

住 宅 所 在 地

住宅名・住宅番号

TEL () -

入 居 者 氏 名

同 居 人 異 動 届

次のとおり同居人に異動を生じましたので、届け出ます。

届出人との続柄	氏 名	生年月日	勤務先	年 収	死亡退去の別	異 動 年月日	異 動 理 由
				円			

備考 異動を生じた者だけを記入し、異動後の住民票の写しを添付すること。

管理人経由

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

電話番号

住 宅 使 用 一 時 中 止 届

次のとおり県営住宅の使用を一時中止しますから、届け出ます。

住宅使用中止の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
理 由	
住宅使用中止の期間 の連絡先	

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

住宅使用一時中止承認書

さきに申請された住宅使用一時中止届について、次のとおり承認します。

住宅使用を一時 中止する住宅	所在地	
	住宅番号	
住宅使用中止の 期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

同 居 承 認 申 請 書

下記の者を同居させたいので承認されるよう申請します。

記

届出人との続柄	氏名	生年月日	勤務先	年 収	異 動 年月日	異動理由
				円		

添付書類 異動後の住民票

個人番号届出書（別記第1号様式の2）

同意書（別記第1号様式の3）

備考 1 異動を生じた者だけを記入すること。

2 個人番号の提供を希望しない場合は、個人番号届出書及び同意書に代えて収入を証する書類を添付すること。

第18号様式（第13条、第21条、第21条の4関係）

管理人経由

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

県 営 住 宅 入 居 承 継 申 請 書

次のとおり県営住宅の入居を承継したいので、承認されるよう申請します。

承継する住宅	団 地 名	棟 別	部 屋 番 号			
現名義人と申請人との続柄	現名義人					
	氏 名	続柄				
申請人が、この住宅に居住した期間	入居期日 年 月 日～ 年 月					
承継理由の生じた日	年 月 日					
理 由						
入居者及び家族の状況	氏 名	続 柄	生年月日	職 業	年 間 所 得 金 額	同別居の別
					円	同居・別居
					円	同居・別居
					円	同居・別居
					円	同居・別居
					円	同居・別居
収入 円						
敷金に関する一切の権限を申請人に譲渡します。						
現名義人氏名（署名）						

- 注 1 申請者と入居者との続柄が判明する書類を添付すること。
2 死亡その他の事由により現名義人の署名が困難な場合は、省略して差し支えないこと。

第 年 月 日
号 日

様

岐阜県知事

印

県営住宅入居承継通知書

次のとおり住宅入居承継を承認する。

入居承継を承認する住宅	所在地	
	住宅番号	
家賃及び敷金の額	家賃	月額 金 円
	敷金	金 円
入居承継者氏名		
承継者家族数		

第20号様式（第14条、第21条、第21条の4、第26条関係）

管理人	監理員

年 月 日

岐阜県知事 様

住 宅 名 県 営 住 宅 棟 号 室

氏 名

電 話 番 号 (自 宅)
(携 帯)

県営住宅模様替え（増築）承認申請書

下記のとおり県営住宅の模様替え（増築）をしたいので承認されるよう申請します。

記

模様替え（増築）の 名 称	
使用場所及び面積	(別紙設計図のとおり)
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日(月)間)
模様替え（増築）を する目的及び理由	
住 宅 明 渡 し の 場 合 の 処 置	

収入超過者認定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



さきの収入報告による調査の結果、あなたの世帯の収入額は、岐阜県県営住宅条例第24条第1項に規定する収入基準を超過していますので住宅を明け渡すよう努めてください。

記

認定年月日	年 月 日
-------	-------

所得額合計	控除額合計	認定月額
円	円	円

続 柄	収 入 該 当 者	所 得 額
本人		

高額所得者認定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



さきの収入報告による調査の結果、あなたの世帯の収入額は、高額所得者に該当しておりますので、岐阜県県営住宅条例第24条第2項の規定により通知いたします。なお、高額所得者に該当するかたは、規定により住宅を明け渡していただくことになっておりますので申し添えます。

記

認定年月日	年 月 日
-------	-------

所得額合計	控除額合計	認定月額
円	円	円

続柄	収入該当者	所得額
本人		

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

高額所得者に対する公営住宅明渡請求書

岐阜県公営住宅条例第26条第1項の規定により、下記のとおり公営住宅の明渡しを請求します。

記

1 明渡請求住宅

県営 住宅 棟 階 号

2 住宅明渡期限

年 月 日

ただし、岐阜県公営住宅条例第26条第3項の規定により、次のいずれかに該当する場合には、申出によりこの期限を延長することができます。

- (1) 入居者が疾病にかかったとき。
- (2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
- (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

3 住宅の明渡請求事由

岐阜県公営住宅条例第26条第1項の規定により、高額所得者に認定されたこと。

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

電話番号

公営住宅明渡期限延長申請書

年 月 日付け 第 号をもって公営住宅の明渡請求を受けましたが、岐阜県公営住宅条例第26条第3項の規定により次の明渡期限の延長をされるように申請します。

明 渡 期 限	年 月 日
明渡延長期限	年 月 日
理 由	

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



公営住宅明渡期限延長承認書

年 月 日付けで申請のあつた公営住宅明渡期限の延長については、岐阜県公営住宅条例第26条第3項の規定により次のとおり承認します。

明渡延長期限	年 月 日
--------	-------

年 月 日

住 所
氏 名
電話番号

県営住宅家賃減額申請書

年度県営住宅の家賃の減額の適用を受けたいので、下記のとおり申請します。
記

1 入居者及び同居親族等

	続柄	氏 名	生年月日	年齢	勤務先の名 称等 (電話番号)	同居基礎 扶養控除	特別控除対象者 (該当事項に○印を記入)				
							老配 老扶	特 扶	障 害	特 障	寡
入 居 親 族	本人										
外親 夫族 養											

2 添付書類

- (1) 入居者全員の住民票の写し（続柄等の記載されたもの）
- (2) 入居家族の中で収入のある者の全員の市町村長の発行する最近の市民税等の課税証明書
（扶養控除等の記載されたもの）
※ 前年1月2日以降に就職された方は別途、最近の収入等を証する書類が必要となります。
- (3) 15歳以上の扶養親族のある場合にあつては、その者について扶養を証する書類（健康保険証（国民健康保険証を除く。）の写し等）
- (4) 特別控除対象者がいる場合にあつては、その者が特別控除対象者に該当することを証する書類
（対象者及び程度を証する手帳の写し等）
- (5) その他特に必要と認める書類

（記載上の注意）

- 1 この申請書に記載する年度の区分は、家賃減額の対象となる最初の月が属する年度としてください。
- 2 継続入居者の方の申請書に記載する年齢は、今年の10月1日現在の満年齢を記入してください。

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

県営住宅家賃減額承認書

年 月 日付けで申請のあつた家賃減額申請については、岐阜県県営住宅条例施行規則第20条第2項の規定により次のとおり承認します。

家賃減額期限	年 月 日から 年 月 日まで
家賃額	円

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

電話番号

公 営 住 宅 使 用 許 可 申 請 書

岐阜県営住宅条例第37条の規定による公営住宅の使用について、下記のとおり申請
 します。

記

使用団体名	
代表者名	
住 所	
社会福祉事業に 活用する理由	
社会福祉事業の 概要	
活用開始希望日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事



公 営 住 宅 使 用 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった公営住宅使用許可申請については、岐阜県営住宅条例第37条の規定により次のとおり許可します。

なお、使用にあたっては下記事項を遵守してください。

使用開始許可日	年 月 日
使用期限	年 月 日
使用料	月額 円

（使用許可条件）

- 1 法令、岐阜県営住宅条例、岐阜県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示命令等を遵守すること。
- 2 入居後は、当該住宅に係る一切の責任を負うこと。
- 3 公序良俗に反する行為を厳に慎むこと。
- 4 近隣と協調し、迷惑行為を行わないこと。
- 5 使用料は定められた期日までに必ず納入すること。

第30号様式（第27条関係）

県営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

住 宅 名 県 営 住 宅 棟 号 室

氏 名

電 話 番 号

下記のとおり県営住宅の駐車場を使用したいので使用許可を申請します。

記

使 用 目 的	駐車場として			
使 用 場 所				
保 管 台 数	台			
保 管 する 自 動 車	自 動 車 登 録 番 号	車 名	型 式	車 台 番 号

添付書類 誓約書

管理人経由

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

住 宅 明 渡 届

次のとおり住宅を明け渡しますから検査されるように届け出ます。

明 渡 住 宅	所 在 地	
	住 宅 番 号	
明 渡 期 日	年 月 日	
検査希望期日	年 月 日 時	
移 転 先	住所	_____
	電 話	_____
連 絡 先	電 話	
理 由	自己の都合による	明渡要求による

- 注) 1 この届は、明渡期日の20日前までに、住宅管理人に提出してください。
 2 連絡先は、検査期日等を打ち合わせるのに必要ですから、昼間に連絡できる電話番号を明記してください。

第32号様式（第29条関係）

表 面

8.5cm		
番 号	5.5cm	
岐阜県県営住宅条例第48条に基づく県営住宅検査員証		
職 氏 名		
年 月 日		
岐阜県知事 氏 名 印		

裏 面

岐阜県県営住宅条例
(抜粋)
第48条 知事は県営住宅の管理上必要があると認めるときは、その職員をして県営住宅を検査させ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
3 第1項の規定により検査に当る職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを掲示しなければならない。